政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百五十五号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「同市前芝町字宇塚二十二番四」を「豊川市為当町六反田八十三番一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年十月十七日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百五十六号

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の十八第一項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「一万六千二百円」を「一万四千七百円」に改める。

一　理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第二条

二　美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第二条

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　三井　辨雄

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○財務省令第六十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の四第十一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

財務大臣　城島　正光

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の八の四第十項中「に同号に規定する当初認定起算日において既に整備されている作業路網の延長を加えたもの」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第二項第八号及び第五項第六号（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「及び同号の規定による指定」を削る。

第十条第五号中「、次に掲げる」を「、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める」に改め、同号イ(1)から(5)まで以外の部分を次のように改める。

ロに掲げる場合以外の場合　起算日（次に掲げる要件の全てに該当する森林経営計画であつて当該認定の請求に至るまでその期間が連続するもの（以下「特定森林経営計画」という。）のうちその始期が最も早いもの（特定森林経営計画がない場合には、当該認定の請求に係る森林経営計画）の始期（法第十一条第三項に規定する事項が初めて記載された森林経営計画について法第十二条第三項において読み替えて準用する法第十一条第五項の認定を受けた場合にあつては、当該認定を受けた日。以下イにおいて同じ。）をいう。ただし、当該始期における特定森林経営計画（特定森林経営計画がない場合には、当該認定の請求に係る森林経営計画。以下この号及び第十三条の二第二項第三号において同じ。）につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者の包括承継人（法第十七条第一項の包括承継人をいう。以下同じ。）の包括承継人が当該始期から起算して十年を経過する日までに包括承継人となつた場合にあつては、当該認定の請求をした者の包括承継人が包括承継人となつた日をいう。以下同じ。）並びに起算日における対象森林（特定森林経営計画の対象とする森林（作業路網の整備を行わない森林を除く。）をいう。以下この号及び第十三条の二第二項第三号において同じ。）の面積及び当該対象森林のうち当該特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者であるものの面積

第十条第五号イ中(4)を削り、(5)を(4)とし、同号ロを次のように改める。

ロ　第二次起算日（第二次認定森林所有者等（起算日における特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者の包括承継人の包括承継人をいう。以下ロにおいて同じ。）が包括承継人となつた日をいう。ただし、第二次認定森林所有者等の包括承継人の包括承継人が当該包括承継人となつた場合にあつては、第二次認定森林所有者等の包括承継人が包括承継人となつた日をいう。以下同じ。）があり、かつ、第二次起算日における対象森林の面積が六百五十ヘクタールに達しない場合　第二次起算日並びに第二次起算日における対象森林の面積及び当該対象森林のうち当該特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者であるものの面積

第十三条の二第二項第一号を次のように改める。

一　当該認定の請求をした者が森林所有者である森林（次に掲げる森林を除く。）及び森林所有者から委託を受けて経営する森林の全てが当該森林経営計画の対象となつていること。

イ　その森林（当該森林に隣接している森林を含む。）の面積が著しく小さいもの

ロ　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する分収林契約又は国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条に規定する分収造林契約若しくは同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係るもの

ハ　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二条第一項に規定する入会林野に係るもの

第十三条の二第二項第二号中「行わない森林」の下に「及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　起算日（第十条第五号ロに掲げる場合にあつては、第二次起算日。以下この号、第七号及び第八号並びに第十三条の五第七号、第九号及び第十号において同じ。）から起算して十年を経過した日以降における対象面積（森林経営計画の対象とする森林（作業路網の整備を行わない森林を除き、法第十七条第一項の認定森林所有者等が自ら森林の経営を行う特定森林経営計画がある場合には、当該認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした際現に当該認定の請求をした者